

令和7年11月21日 開会

令和7年11月21日 閉会

## 令和7年11月（第2回）

# 宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

## 目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
議席の指定	4
副議長の選挙	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	5
議案第13号について	14
議案第14号について	18
議案第15号について	20
報告第6号及び報告第7号について	21
閉 会	23
署 名	24

---

令和7年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

令和7年11月21日（金曜日）

---

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 一般質問（順位1番から2番まで）
  - 第1番 松岡 伸一 議員
  - 第2番 濱本 健吾 議員
- 第6 議案第13号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）  
議案第13号 令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第14号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）  
議案第14号 令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回）
- 第8 議案第15号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）  
議案第15号 宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件
- 第9 報告第6号及び第7号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
  - 報告第6号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第9号））
  - 報告第7号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号））

---

議事日程に同じ

---

本日の会議に付した事件

出席議員（9名）

1番 芥川 貴久爾 君	2番 浅田 徹 君
3番 射場 博義 君	4番 北永 千賀 君
5番 中岡 英二 君	6番 濱本 健吾 君
7番 松岡 伸一 君	8番 吉松 剛 君
9番 笠井 泰孝 君	

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 篠崎 圭二 君	副 管 理 者 藤田 剛二 君
監 査 委 員 廣中 昭久 君	会 計 管 理 者 中村 香奈恵 君
消 防 局 消 防 長 杉本 秀一 君	消 防 局 次 長 弓立 宏二 君
消 防 局 参 事 竹内 伸君	消 防 局 総 務 課 長 内田 陽二 君
消防局情報財政課長 榎原 英樹 君	消防局警防課長 福永 真治 君
消防局予防課長 中尾 敦典 君	消防局通信指令課長 近藤 豊 君
宇部西消防署長 廣井 輝義 君	小野田消防署長 吹金原 信夫 君
山陽消防署長 波木 敦郎 君	

---

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 田中 弘保 君 消防局総務課係長 百田 尚司 君

---

---

————午前10時開会————

○議長（笠井泰孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、令和7年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。

---

————午前10時開議————

○議長（笠井泰孝君）

直ちに、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（笠井泰孝君） この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局総務課副課長（田中弘保君） 報告いたします。

本日の出席議員数は9名であります。

次に、議員の選出について申し上げます。

10月9日付をもちまして、山陽小野田市議会選出議員が任期満了したことに伴い、11月6日付をもちまして、同市議会から、組合規約第5条及び第6条の規定により、北永千賀議員、中岡英二議員、濱本健吾議員の選出届の提出がありました。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。

本日付をもちまして、管理者から、令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件ほか4件の議案等の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、松岡伸一議員、濱本健吾議員から、通告書の提出がありました。

次に、管理者の議会に対する報告について申し上げます。

8月8日付をもちまして、お手元に配布のとおり寄附金品の採納に関する報告がありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。

10月24日付をもちまして、お手元に配布のとおり例月出納検査の結果に関する報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

これより、日程に入るわけですが、この際、お諮りいたします。

諸般の報告にもありましたとおり、本組合議会議員に中岡英二議員が再選出されました。

また、北永千賀議員、濱本健吾議員が新たに選出されましたので、この際、自己紹介を行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中岡英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議員の自己紹介のため、暫時休憩いたします。

---

————午前10時2分休憩————

---

————午前10時3分再開————

○議長（笠井泰孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第1 議席の指定

○議長（笠井泰孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

各議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

日程第2 副議長の選挙

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

副議長に中岡英二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました中岡英二議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました中岡英二議員が、副議長に当選されました。

御本人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

中岡英二議員、副議長就任の挨拶をお願いします。

[議員 中岡 英二 君 登壇]

○議員（中岡英二君） 皆さん、おはようございます。ただいま、副議長を拝命いたしました山陽小野田市議会の中岡英二です。

笠井議長を補佐し、円滑な議会運営に努めて参ります。何卒、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、挨拶は終わりました。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、射場博義議員、北永千賀議員を指名いたします。

---

### 日程第4 会期の決定

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日21日の1日のみとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

---

### 日程第5 一般質問（順位1番から2番まで）

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告順に、質問を許します。

まず、順位第1番、松岡伸一議員の発言を許します。松岡伸一議員。

[議員 松岡 伸一 君 質問席へ移動]

○議員（松岡伸一君） おはようございます。宇都市議会議員公明党の松岡伸一です。初回一括方式で2点ほど質問をさせていただきます。

まず、質問の1、救急車の運用状況についてです。

近年、全国的に過剰な救急車の要請が問題視される事例が発生しており、適正な利用が妨げられないよう、周知と啓発が必要と考えます。

こうした事の背景としては、高齢化が進み、急病や転倒などで救急車を必要とする高齢者の方が増加しているという中で、搬送したけれども医師の診断の結果、入院の必要がないという、いわゆる軽症者の搬送という点が課題として挙げられます。

軽症者の利用が続きますと、本当に緊急性の高い傷病者への対応が遅れる恐れがあり、緊急リソースの圧迫につながると考えます。また、当然、緊急車両の出動には多くの費用もかかります。

救急車の運用コスト、つまり税金などの公的資金を効率的に使うという観点からも、適切な運用を検討していかなければいけないと思います。

また、救急医療の現場というのは、現在の医療従事者の人員不足、また長時間労働など多くの課

題があり、特に地方においては休日夜間診療の体制維持も問題となっており、本市は例外ではないというふうに思っております。

そこで、第1点、救急出動件数の推移。

第2点、軽症者の割合。

第3点、適正な利用の周知と啓発についてお伺いいたします。

続いて、質問の2、リチウムイオン電池を出火原因とする火災についてです。

リチウムイオン電池は、小型・軽量、高性能、長寿命など、多くの利点があり、スマートフォンなどのモバイル機器が普及したことにより、様々な製品に現在利用されていると思っております。

便利な反面、取り扱いや廃棄については慎重に行う必要があり、使い方や処理を誤った場合に、発火につながるケース、こういったものが今現在増加をしております。

火災が起こる主な原因としては、落下など強い衝撃を受けることで内部が損傷すること、また故障した充電機器や保護回路の不良により、充電中に発火する過充電というような状況であったり、夏場に車の中に放置をして高温になることによる発火、長期間の使用、粗悪品による性能劣化などが考えられております。

こうした状況が全国的に発生している中で、本消防組合の管轄エリアにおける状況を確認するため、2点お伺いをいたします。

第1点、火災発生の状況。

第2点、火災予防の取り組み。

以上で、最初の質問を終わります。

御答弁よろしくお願ひいたします。

○消防局消防長（杉本秀一君） おはようございます。松岡議員の御質問にお答えします。

御質問の1、救急車の運用状況について、第1点、救急出動件数の推移についてのお尋ねです。

本消防組合の救急車については、4署4出張所に配備されている9台と、山口大学医学部附属病院から出動するドクターカー1台の、合計10台で管内の救急事案に対応しているところです。

過去4年間の救急出動件数は、令和4年は10, 896件、過去最高を記録しました令和5年は11, 654件、令和6年は11, 165件で、令和7年は10月末現在9, 603件となり、過去最高に迫る状況で推移しています。

救急出動件数は令和3年以降増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後の行動変容や、冬場のインフルエンザ感染者の増加、また夏場の熱中症患者の増加などが、主な要因と考えています。

今後も、搬送人員のうち65歳以上の高齢者の占める割合も上昇すると見込まれる中、更なる高齢化社会の進展により、救急出動件数の高止まりは継続すると予測しています。

続きまして、第2点、軽症者の割合についてのお尋ねです。

軽症者とは、傷病程度が入院加療を必要としないものと定義されています。

本消防組合の搬送人員に対する軽症者の割合は、令和4年は24%、令和5年は24.7%、令和6年は21.5%で、3か年の平均では23.4%となっています。

全国の平均は約47%、また県内消防本部の平均39%と比べて、低い数値となっています。

続きまして、第3点、適正な利用の周知と啓発についてのお尋ねです。

救急車の適正利用に関する周知や啓発については、本消防組合のホームページや、救急医療週間における大型商業施設等で行う各種イベント等の開催に加え、ラジオ出演による広報活動や、構成市の広報誌に記事を掲載するとともに、令和6年5月には、宇部市、山陽小野田市、美祢市合同で救急医療緊急アピールを実施し、広く市民にPRする取り組みを行っています。

また、急な病気や怪我をした時に、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院に行った方がいいのかなど、判断に迷った際に相談できる救急医療電話相談#7119の利用を呼びかけるなど、緊急性の高い傷病者が救急車を要請した際に速やかな搬送につながるよう、引き続き両構成市と協力し広報活動の実施に努めています。

続きまして、御質問の2、リチウムイオン電池を出火原因とする火災について、第1点、火災発生状況についてのお尋ねです。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンのほか、ワイヤレスイヤホンや携帯用扇風機などの日常生活で身に着けたり持ち歩いたりする様々な製品に広く利用されています。

一方、これらリチウムイオン電池使用製品についての発熱、発火による事故が全国で発生し、使用する場合や廃棄する場合の注意事項など、関係機関から注意喚起されているところです。

本消防組合管内のリチウムイオン電池から出火した火災状況は、令和5年に住宅内でモバイルバッテリーから出火した火災及びゴミ収集車から出火した火災の2件、また令和7年にはリサイクル工場内に集積されたリチウムイオン電池から出火した火災が1件発生していますが、いずれも火災程度は軽微なものとなっています。

続きまして、第2点、火災予防の取り組みについてのお尋ねです。

本消防組合では、ホームページでリチウムイオン電池の火災事例や、夏場の車内など高温になる場所に長時間放置しない、また高所からの落下等で大きな衝撃を与えないなど、出火防止対策の注意事項を掲載しています。

更に、万が一リチウムイオン電池から出火した場合には、火花が飛び散っている時には近寄らず火花が収まってから消火器や大量の水で消火するとともに、119番へ通報するなど、消火方法を含めた広報を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議員（松岡伸一君） 御答弁ありがとうございます。

いくつかお聞きしたいことがございますので、お伺いします。

過去4年間の出動件数をお示していただきました。令和5年が過去最高となり、令和7年も現状では過去最高に迫る勢いだという状況がありました。65歳以上の高齢者についての御答弁もありましたけれども、この占める割合がどのようにになっているか、お聞かせください。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

65歳以上の高齢者の割合についてでございますが、令和4年は70.8%、令和5年は69.5%、令和6年は71.9%となっています。

なお、10年前、平成25年度と比較しますと、平成25年が58.8%ありましたから10%以上上昇しているという状況でございます。

以上です。

○議員（松岡伸一君） ありがとうございました。10年で、10%以上の上昇ということでやはり高齢化率が高まっている一つの形なのかなというふうに思いました。

御答弁でもありましたとおり、高齢化社会の進展により救急出動件数が高止まり、これは継続するというふうに予測されている、とありましたけれども、今後の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

現状の体制でカバーできる範囲を予測されているのか、状況をお聞かせいただけたらと思います。

○消防局消防長（杉本秀一君） 本消防組合の取り組んでいる状況を含めて、少し御答弁させていただこうと思います。

救急出動件数が増加への対応については、先月から運用開始しました救急医療情報システムによりまして、円滑な救急搬送体制を構築するとともに、持続可能な救急医療体制の再構築としましては、宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会を中心に、特に高齢者救急の増加に対して、介護等施設や医療機関と連携し、時間内受診での対応や、協力医療機関での受け入れの仕組み、その構築を今現在検討しているところでございます。

本消防組合としましても、構成市と協力し、救急搬送の課題を整理するとともに、現在の体制で本当に緊急性の高い傷病者の一刻も早い搬送と早期の治療開始につながるように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（松岡伸一君） ありがとうございます。いろいろ技術も当然進んでくると思いますし、状況によって必要な対応も変化していくと思いますので、しっかりその現状、またプラスアルファ必要なところは、今後もやっていただけたらと思っております。

御答弁で、軽症者の割合についてもお答えいただきました。全国平均、また県内の平均よりも低い数値ということになりました。とはいって、過去4年間で20%を超えるというところでありますので、先ほどの出動件数の状況や、今後の予測を踏まえると、適正な利用というのは、さらに推進していく必要があるかなと思っております。

その周知についても御答弁をいただきました。こうした活動の成果が出るには、しばらく時間はかかると思いますので、引き続きの周知啓発活動をお願いしたいと思っております。特に、お示していただきましたけれども#7119、救急医療電話相談、また子供向け#8000というのがございますけれども、この利用の促進というのは非常に重要であると思っております。

その点について少しお伺いしたいのですが、この救急医療電話相談について、電話相談の件数とこれによって救急車の出動がどれくらい減ったのか、ちょっと難しいかもしませんが、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えします。件数について、令和6年度の数字でお示ししたいと思います。

令和6年度の宇部市及び山陽小野田市から、救急医療電話相談、いわゆる#7119への相談件数は5,556件、これは県全体で23%になります。23%の方が宇部市と山陽小野田市から連絡されたと。また、子供向けの#8000への相談件数は1,531件となっております。これも、県全体の15%程度となっております。

議員がおっしゃいますように、#7119及び#8000の導入効果、どのくらい出動が減少したかということについては、数値的になかなかお示しできるものはちょっとないですけれども、いわゆるこの電話相談での対応内容としましては、救急車を要請するほどではないが翌日の受診助言、あるいは早期に受診してくださいとか、受診に関する助言が全体の4割を占めております。

従いまして、救急出動件数の減少効果とすれば、一定数あるのではないかと考えております。  
以上です。

○議員（松岡伸一君）　ありがとうございます。やはり、特に夜間とかが多いのかなというふうにも推察しますけれども、こういった相談する場所があるということは、非常に、生活していく上でも安心にもつながると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

先ほども言いましたけれども、軽症者の割合についても、全国平均、また県内の平均よりも低いということですので、今後も県内をリードする実績を、しっかりと続けていただいて、この救急車の適正利用を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

質問1については、以上です。

続いて、質問の2について、火災の状況についての御答弁、大変ありがとうございました。件数としては、それほど多くないかなと思っておりますので、一つ安心はいたしました。

お伺いしたいのは、令和5年の状況についてです。火災の一つは、ゴミ収集車からということでありますけれども、これは燃えるゴミに入っていたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○消防局消防長（杉本秀一君）　令和5年の火災の状況についてでございますが、これは宇部市内で不燃ゴミを収集していた市が委託しているゴミ収集車の荷箱から、出火したものであります。

収集された電気器具に内蔵されていたリチウムイオン電池が、何らかの圧力を受け、単独出火したものと考えております。

以上です。

○議員（松岡伸一君）　ありがとうございます。また、令和7年もリサイクル工場での火災があったということで、集積されたリチウムイオン電池からの出火という御答弁がありました。

集積された状況というのが、ちょっとよくわからないのですが、どういった状況かわかれば、詳しくお願ひします。

○消防局消防長（杉本秀一君）　お答えします。令和7年のリサイクル工場、これは山陽小野田市の民間事業所において、樹脂製バスケットの中に、野ざらしの状態で集積されていた相当数のリチウムイオン電池に、湿気や雨水などが侵入したことにより、短絡が起こり、異常発熱することで周辺の可燃物に着火し、火災になったと考えられています。

以上です。

○議員（松岡伸一君）　ありがとうございました。野ざらしになっていたということで、その後

何か対応というか、対策は取られましたか。

○消防局消防長（杉本秀一君） すみません、ちょっと今、そこまで把握しておりません。

○議員（松岡伸一君） わかりました。集めたものを、どういうふうに管理するかっていうところは、あろうかと思いますけれども、必要であれば、しっかりと指導等も行っていただけたらと思っております。

今、言っていただいたように、やはり、その管理や廃棄の方法も、間違うと火災につながるという場合があると思います。両市では、公共施設の入口に小型家電の回収ボックスを設置してあったり、こうしたことを利用推進することで、正しい廃棄方法の周知もつながるのではないかと思っております。

御答弁でも、消防組合でホームページに掲載をされているとのことでありました。今後も、様々な媒体を活用しての啓発を、よろしくお願ひいたします。

また、あわせて他部署との連携も重要ではないかと思います。それぞれの市の廃棄物対策課や環境課とも連携をして、ゴミ出しのルール、また回収ボックスの利用推進など、一緒になって進めていただけたらと思います。

救急や消防は、安心安全なまちづくりのための、大切なセーフティーネットであります。

日々の御尽力に感謝申し上げるとともに、危険な現場と隣り合わせになる業務も多いと思います。

健康管理や、怪我には十分気を付けていただき、市民の暮らしを支える業務が、円滑に行えるよう、今後も御尽力をいただけたらと思います。

以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、松岡伸一議員の質問は終わりました。

次に、順位第2番、濱本健吾議員の発言を許します。

[議員 濱本 健吾 君 質問席へ移動]

○議員（濱本健吾君） 皆様、おはようございます。山陽小野田市議会議員の濱本健吾です。通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

近年、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。災害の激甚化や高齢化の進行など、消防に求められる役割は確実に広がっています。

一方で、若年世代の働く上での価値観も大きく変わっており、以前よりも、やりがいや成長できる環境を重視する傾向が強まっています。全国的には、こうした環境が十分に整わず、若手職員の早期退職に繋がる例も報告されています。

こうした背景を踏まえると、従来の訓練や業務の進め方を見直すことも一つの方向ですし、併せて新しい発信方法や広報のあり方を取り入れるということも、組織として魅力や働きやすさの向上につながると考えています。実際に、全国の消防局でも現場活動に加えて、SNSを活用した広報や防災啓発の新しい手法が進んでいます。

自主財源が限られ、自治体の財源も年々厳しくなる中、こうした新しい取り組みを進めていくためには、機器整備や外部講師の活用など、一定の費用がどうしても必要になります。そのため、従来の予算だけではなく、新しい財源を確保していくことが重要になるのではないでしょうか。

今回は新しい財源の確保、そして現在の訓練の状況について質問をさせていただきます。

1点目の質問は、ネーミングライツ契約の検討についてです。

全国の自治体では、新たな財源確保の手法として、民間企業との連携を強化する動きが広まっています。下関消防では、ネーミングライツ契約により年間110万円の財源を確保し、その財源を活用して、SNSで著名な方を外部講師として招き、研修を行うなど、面白い取り組みを実施できています。

また、宇部市や山陽小野田市においても、これまでにネーミングライツの導入実績があり、地域企業との連携や広報効果、そして財源確保の面で、一定の成果を挙げてきた経緯があります。宇部・山陽小野田消防組合は、この両市によって構成されていることから、こうした知見や実績を十分に活かせる環境にあるものと考えています。

そこで、お伺いします。ネーミングライツ契約を検討する考えはありますか。

御答弁よろしくお願ひします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 濱本議員の御質問にお答えします。

御質問の1、ネーミングライツ契約の検討についてのお尋ねです。

ネーミングライツは、公共施設やイベントなどに民間事業者等の愛称を命名することにより、新たな財源の確保や地域経済の活性化が図られるなど、全国的に導入されています。

一方で、消防車両は市民の安心安全を守るという公共性の極めて高い業務に使用しており、特定の業者名を表示することについては、市民の皆様からの理解や行政上の中立性の確保など、慎重な検討が必要であると認識しております。

従いまして、本消防組合としましては、他消防本部の動向や先行事例などを十分調査し、消防行政における民間協力のあり方について、今後研究していくたいと考えております。

以上です。

○議員（濱本健吾君） 御答弁ありがとうございます。

御答弁では公共性や——質問を続けさせていただきます。

下関消防では、特別救助隊にブリヂストンレスキューという愛称を表する形で、民間企業との協力を進めている事例があります。

この取り組みは、消防車両に企業名を大きく掲げるものではなく、救助服や救助工作車にロゴを配置するなど、公共性に配慮しつつ、双方にメリットが生まれる形で連携を図っている点が特徴です。また、得られたお金は特別救助隊の装備更新や、外部講師を招いた研修など、隊員のスキル向上にも直接活用されていると報告されています。

このような下関消防の取り組みを参考にして、前向きに検討いただければと思います。

では次に、2点目、救助大会の訓練について、2点質問させていただきます。

救助大会は、職員の技能の向上や、日頃の訓練成果を確認する、大変意義のある取り組みであり救助技術の維持向上に欠かせない重要な場であると認識しています。

一方で、山口県大会は毎年6月に開催され、職員の異動が4月であることから、訓練期間が2か月程度しかありません。このため、勤務時間内だけでは訓練時間を十分に確保することができず、

勤務時間外の訓練が必要となるケースもあるのではないかでしょうか。

勤務時間外の訓練が発生した場合、現場の職員に負担になる可能性もあります。また、救助大会には団体競技が多く職員が望んでいなくてもチームの構成上参加せざるを得ない場面もあると予想されます。

そこで、まず1点目としてお伺いします。出場者の選定方法について、現状どのような基準で決定しているのかお示しください。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えします。

御質問の2、救助大会の取り組みについて、第1点、出場者の選定方法についてのお尋ねでございます。

救助大会とは、救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、他の模範となる消防救助隊員を育成し、市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的として、毎年、山口県消防救助技術大会、中国地区消防救助技術指導会、全国消防救助技術大会が開催されています。

本消防組合においては、各署所の施設、勤務人数の関係で出場する種目を決定しています。

お尋ねの大会に出場する隊員の選定方法については、希望者又は推薦による、選出された隊員としています。

令和7年度においては、各署所から60名出場し、組合で予選会を開催後、成績が優秀な25人の隊員が、山口県消防救助技術大会に出場しています。

この救助大会は、貴重な経験を積むことで、住民の寄せる期待に力強く応えることができる救助隊員の育成に、有益なものと考えております。

全職員が同じ方向性を持って業務に当たることができるよう、今後も調整し、継続して出場していきたいと考えています。

以上です。

○議員（濱本健吾君） ありがとうございます。それでは、質問を続けさせていただきます。

御答弁では、60名の出場ということで、これは職員全体の約2割にあたると思います。救助大会には団体種目も多く、職員自身が出場を望まない場合であっても、チームの編成の都合上、参加が必要になるケースもあるのではないかと考えています。

そこでお伺いします。訓練隊員の選定に当たり、本人が参加を希望しない場合、断ることは可能でしょうか。

○消防局消防長（杉本秀一君） 訓練隊員の選定にあたり、本人が希望しない場合、断ることは可能かについての御質問です。

先ほど言いましたように、救助大会は業務の一環であると考えております。装備機器の安全に関する基本操作の習得、あるいはチームの団結力、技術の習得など、大切な訓練であると私は思っています。

隊員に推薦された場合、本人の希望で断れるかとのお尋ねでございますが、本人の体調や家庭の事情など、いわゆる諸事情により活動に支障がある場合は考慮いたしますけども、全職員に経験し

てもらい、まずは県予選を目指す、そういう取り組みを今後も継続していきます。

以上です。

○議員（濱本健吾君） 御答弁ありがとうございます。

続いて2点目としてお伺いします。救助大会に向けた訓練は、現在、勤務日以外にも実施されているのでしょうか。

御答弁よろしくお願ひします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えします。

救助大会に伴う訓練は、勤務日に行うことを原則としています。

しかしながら、各大会の会場の施設での訓練、あるいは他市の消防本部との合同訓練などで、勤務日以外にも訓練を実施することもあります。

その場合においては、対象者には 本消防組合予選会までは1人3時間、その後に開催される大会出場までは、それぞれ1人11時間の時間外勤務手当を支給し、これに対応しているところでございます。

以上です。

○議員（濱本健吾君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、質問を続けさせていただきます。御答弁では、時間外勤務手当の支給については、勤務外訓練の実態に基づくものではなく、あらかじめ上限が設定されているとのことでした。そこで、お伺いします。勤務外訓練の実態に応じて、できる限り時間外勤務手当を支給することは難しいのでしょうか。

御答弁よろしくお願ひします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 先ほどの答弁と一部繰り返しになりますけれども、救助大会に伴う訓練、これは勤務日に行うことを原則にしており、やむを得ない場合は勤務日以外の訓練を行うということをお示しさせていただきました。

勤務日に出動が多く、訓練ができていない場合や、いわゆるチームとして目標に届いていないため、更なる訓練時間を要するなど、各チームあるいはその個人で、それぞれ事情が違うと考えています。

従って、勤務外の訓練、この現状把握のため、意見集約を行うとともに、時間外手当のあり方について、今後は検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（濱本健吾君） 御答弁ありがとうございます。

下関消防では、若手職員から希望者のみが訓練及び出場する仕組みになっているとお伺いしました。訓練隊員を絞り、勤務外の訓練時間も多くの時間外手当が支給されているとお伺いしております。また、今年は2チームのみの出場であったにも関わらず、1チームが中国大会の出場を果たしましたとお聞きしました。

このように、若手を中心に希望制を取り入れつつ、成果を挙げている下関消防の取り組みは、士気や技術力の向上にも繋がると感じています。

本消防組合においての救助大会の訓練体制や出場方針について、下関消防の取り組みを参考にする考えはありませんか。

御答弁をお願いします。

○消防局消防長（杉本秀一君） 今、下関消防の事例を御紹介していただきました。確かに、そういうやり方をとっている本部もあると思います。

しかしながら、先ほど答弁で言いましたように、本消防組合は、全職員にまずそういう機会を与えて、みんなが一緒になって大会を目指していくと、そういう方向性を昔から取っていますし、今後も私は取っていきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの勤務日以外のっていう話もありましたけど、ある消防本部では、勤務日には訓練をしなくて、勤務日以外で訓練をしている、そこに時間外をつけている、いろいろな消防本部のやり方っていうのは、実態的にあるっていうふうに聞いております。

今後の救助大会のあり方、いろいろ意見が出ているのも聞いておりますので、そのあたりをよく注意しながら——言いながらも、本消防組合は、先ほど言いましたように、手を挙げた職員、それから各署所で推薦された職員を中心に、同じような形態をとって続けていきたいというふうに思います。

以上です。

○議員（濱本健吾君） 御答弁ありがとうございます。

宇部・山陽小野田消防組合の交代勤務制度の仕組みを踏まえると、運営上の課題があるのではないかと考えています。

交代制度の職員は、条例に基づき24時間勤務を基本としつつ、勤務時間が週平均の時間内に収まるように、4週間の勤務表の中で週休日、いわゆる定休日が個別に振り分けられています。

この週休日が職員ごとに異なるため、救助大会の団体種目のように、同じメンバーが勤務日に揃って継続的に訓練することが、構造的に難しい状況があります。3時間の時間外訓練が認められているとしても、勤務日が合わない職員が、結果として自分の週休日に参加せざるを得ないケースが生じているのではないかと懸念しております。こうした実態を踏まえて、今後救助大会について検討いただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、濱本健吾議員の質問は終わりました。

これで、一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第6 議案第13号について

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第6、議案第13号令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

[管理者 篠崎 圭二 君 登壇]

○管理者（篠崎圭二君） 管理者の篠崎でございます。

議員の皆様方には、御多用の中、本議会に御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、改めまして、山陽小野田市議会選出議員の北永千賀議員、中岡英二議員、濱本健吾議員におかれましては、組合議員の御就任、誠におめでとうございます。

また、先ほど、中岡英二議員が副議長に御就任されましたことに、重ねてお祝いとお喜びを申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第13号令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件の提案理由について、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和6年度も、国及び地方ともに厳しい財政状況のなか、宇部市及び山陽小野田市の負担抑制に配慮しつつ、住民が安全で安心して暮らせるよう、消防車両や消防用資器材等の整備、関係機関との連携危機管理体制の強化を進めるなど、消防防災体制の充実強化に努め、計画的かつ効果的に消防業務を推進してまいりました。

その結果、令和6年度の決算における歳入決算額は39億2,286万7,820円、歳出決算額は38億8,880万455円となり、差引き3,406万7,365円の剩余金が生じました。

この余剰金の処分につきましては、今後の補正において、構成市の分担金で精算することとなります。

詳細につきましては、消防長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笠井泰孝君） 杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長（杉本秀一君） それでは、お手元に配布しています一般会計歳入歳出決算書・一般会計歳入歳出決算附属書の16ページ、17ページをお開きください。

まず、歳出から御説明をさせていただきます。

議会費は、支出済額29万5,258円で、主なものは議員報酬となっています。

次に、総務費は、支出済額2,639万7,944円で、主なものは17ページに記載のとおり、総務管理費については、委託料の検診委託料、訴訟委託料、負担金補助及び交付金の組合派遣職員給与費負担金、出納事務負担金、消防職員共済会負担金となっています。

監査委員費については、17ページに記載のとおり、主なものは監査事務負担金となっています。

次に、消防費は、19ページに記載のとおり、支出済額37億2,668万2,796円で、このうち常備消防費は、28億8,415万3,010円です。主なものは、給料・職員手当等・共済費で児童手当を除く、いわゆる人件費の合計が26億2,731万5,545円で、消防費決算額の70.5%を占めています。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。消防施設費は、8億4,252万9,786円で、主なものは工事請負費で、消防指令センター整備工事、小野田消防署及び宇部西消防署北部出張所のLED照明取替工事に係る消防庁舎等整備工事となります。また、使用料

及び賃借料として、消防組合ネットワーク機器借上料となります。備品購入費のうち、事業用器具として、防火服、消防用ホースなどの消防用資機材及び空気ボンベの購入費用と、特殊車両としまして、高規格救急自動車1台、支援車2台、泡原液搬送車1台の合計4台の購入費用となっています。このほか、負担金補助及び交付金として、県防災行政無線更新に伴う県防災行政無線負担金となっています。

次に、公債費は、1億3,542万4,457円で、組合債元金償還金と長期債利子でございます。

次に、予備費については、25ページに記載のとおり、一般管理費の報償費及び委託料、常備消防費の需用費及び消防施設費の積立金へ、それぞれ充用しています。

続きまして、歳入について御説明します。12ページ、13ページをお開きください。

分担金及び負担金は、収入済額30億5,660万7,562円で、13ページに記載のとおり、分担金は構成市からの分担金及び特別分担金で、負担金は山口県へ派遣しております職員2人分の職員派遣給与費負担金でございます。

次に、使用料及び手数料は、収入済額1,813万4,150円で、主なものは13ページに記載のとおり、危険物関係手数料となっています。

次に、県支出金は、収入済額1億6,756万7,000円で、これは消防用車両等整備事業に係る、石油貯蔵施設立地対策事業費補助金でございます。

次に、繰越金は、収入済額4,876万4,22円で、これは令和5年度の歳計剰余繰越金及び繰越事業繰越金でございます。

続きまして、14ページをお開きください。諸収入は、収入済額429万3,355円で、主なものは高速道路救急支弁金収入、コミュニティ助成事業助成金収入となっています。

次に、組合債は、収入済額5億9,750万円で、これは消防用車両等整備事業及び消防庁舎等整備事業に係る、消防施設整備事業債でございます。

次に、寄附金は、収入済額3,000万円で、これは救急車及び付帯装備品の購入費用として匿名の方から指定寄附を受けたものでございます。

次に、財産収入は、収入済額5,331円で、これは消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金の積立金利子の収入でございます。

また、29ページには、実質収支に関する調書、30ページからは、財産に関する調書を記載していますので、御参照ください。

説明は、以上で終わります。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から決算審査意見の報告を求めます。廣中監査委員。

[監査委員 廣中 昭久 君 登壇]

○監査委員（廣中昭久君） おはようございます。

令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査結果について、御説明をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和6年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、宇部・山陽小野田消防組合監査基準に準拠し、関係帳簿、証拠書類等により審査した結果、決算書等については関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算の執行についても適正に行われていることが認められました。

次に、審査意見書の5ページから7ページに記載しております、第6審査意見の概要について御説明いたします。

まず、総括としまして、決算の收支状況、また歳入歳出それぞれの構成内訳、前年度決算額と比較した増減や、その主な理由等について、記載をしております。

また、意見といたしましては、近年、線状降水帯や台風による大雨災害、猛暑による熱中症の増加等、異常気象の影響が顕著となっていることに加え、南海トラフ地震の発生が懸念される状況において、災害への迅速かつ的確な対応が強く求められていることから、地域住民の安心安全な暮らしを支えるため、消防救急体制の充実強化を図るとともに、引き続き人件費や物価の高騰などを見据え、予算の計画的、効果的な執行に努めながら、経費節減や財源確保により、健全な財政運営を図っていただくよう要望をしております。

以上、甚だ簡単ではありますが、令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査結果についての説明を終わります。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、監査委員の決算審査意見の報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松剛議員。

○議員（吉松剛君） それでは、1点ほど質問させていただきます。

令和6年度一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算報告書の23ページに掲載の、款消防費、項消防費、目常備消防費の、救急救命士教育訓練負担金485万円について、その内容を教えてください。

○消防局警防課長（福永真治君） ただいまの御質問にお答えします。

救急救命士教育訓練負担金は、救急救命士養成所である一般財団法人救急振興財団の東京都及び北九州市の救急救命研修所に、それぞれ毎年1名ずつ派遣させており、その負担金として前述の財団へ支払っているものです。

また、指導的立場となる指導救命士の養成にも、毎年2名を研修させており、その負担金も含まれます。

負担金の内訳にあっては、救急救命士新規養成研修東京研修所に208万6,000円、九州研修所に210万6,000円、指導救命士養成研修九州研修所に32万9,000円の2名分、計65万8,000円で、合計485万円となります。

以上でございます。

○議員（吉松剛君） ありがとうございました。

では、現在の救急救命士の人数を教えてください。

○消防局警防課長（福永真治君） 本消防組合の救急救命士の人数についてお答えします。

令和7年1月20日現在、80名の救急救命士有資格者がおり、警防課などの毎日勤務者や、就業前研修未実施者などを除いた59名が、運用救急救命士として配属されております。

以上でございます。

○議員（吉松剛君） ありがとうございました。

今後も計画がありましたら教えてください。

○消防局警防課長（福永真治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今後の計画についてですが、本消防組合ドクターカーを除いた9台の救急車に、常時2名の救急救命士を搭乗させることを方針としています。そのためには、54名以上の救急救命士を確保する必要があるため、今後も年間2名ずつの養成を計画しています。

以上でございます。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。引き続き、救急救命士の育成に御尽力いただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（笠井泰孝君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（笠井泰孝君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は、認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第14号について

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第7、議案第14号令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

[管理者 篠崎 圭二 君 登壇]

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第14号令和7年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回）について、提案理由を御説明させていただきます。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ589万2,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を、それぞれ44億122万6,000円とするものです。

歳出につきましては、消防費及び予備費を補正し、歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、組合債及び寄附金を補正するものであります。寄附金につきましては、指定寄附を受けたものでありますて、改めまして寄附をいただいた方に心よりお礼申し上げます。

詳細につきましては、消防長に説明をさせますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（笠井泰孝君） 杉本消防長。

[消防長 杉本 秀一 君 登壇]

○消防局消防長（杉本秀一君） それでは、議案第14号の詳細について御説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。予算の概要につきましては先ほど管理者の説明がありましたように歳入歳出予算の款・項の区分ごとの金額並びに補正後の金額を第1表にお示しをしております。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明をさせていただきます。

予算書8ページ、9ページをお開きください。まず、3款消防費について、これは常備消防費の需用費を108万1,000円増額するもので、緊急車両のタイヤにひび割れ等が確認され、至急交換が必要となったことに伴うものでございます。

また、委託料につきましては、危険物屋外貯蔵タンクを有する事業所の事業変更に伴うタンクの改修工事及び検査の増加などによるもの、並びに子ども子育て支援法の改正に伴う人事給与システムの改修が必要となったことによるものです。

備品購入費については、高規格救急自動車の入札減に伴う差額を補正するものです。

次に、第5款予備費についてですが、これは令和7年8月に予備費から398万6,967円を充用し、損害賠償請求事件に係る訴訟委託料として支出したことにより、予備費の予算現額が1万3,033円となったため、このままでは今後の組合運営に支障をきたす恐れがあることから、予備費を148万7,000円増額するものです。

続きまして、歳入について御説明します。6ページ、7ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は、消防組合費分担金を235万2,000円増額するもので、内訳は7ページのとおり、経常的経費の分担金である宇部市分担金を163万1,000円、山陽小野田市分担金を84万1,000円、それぞれ増額し、投資的経費の特別分担金である宇部市特別分担金を12万円減額するものです。

経常的経費の分担金の増額の要因については、需用費、委託料の歳出増となることに伴うもので投資的経費の特別分担金の減額の要因は、高規格救急自動車1台の入札後の契約額に基づく減額と寄附金の充当によるものでございます。

次に、2款手数料についてございます。危険物関係手数料を584万円増額するもので、これは危険物屋外貯蔵タンクを有する事業所の事業計画変更に伴うものです。

次に、8款組合債についてです。消防施設整備事業債を730万円減額するものでこれは高規格救急自動車の財源として一般単独・一般事業債を活用する予定としていましたが、入札後の契約額に基づく減額及び指定寄附を受けたものによるものでございます。

次に、9款寄附金についてございます。消防費寄附金を500万円増額するもので、これは宇部市内に配置される救急車及びその付帯装備品の購入費用として、令和7年8月4日に匿名の方から指定寄附を受けたものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（笠井泰孝君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第15号について

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第8、議案第15号宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

[管理者 篠崎 圭二 君 登壇]

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第15号宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件について、提案理由を御説明させていただきます。

これは、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、国が主催する「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書が、同年8月にまとめられ、併せて国から火災予防条例の一部改正にかかる通知が発出されました。

これにより、当該条例の一部を改正し、林野火災注意報及び林野火災警報の発令並びに火の使用制限に関する規定を整備するなど、火災予防体制の一層の充実を図るものであります。

施行日は、令和8年1月1日からです。

以上で、説明を終わります。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（笠井泰孝君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 報告第6号及び第7号について

○議長（笠井泰孝君） 次に、日程第9、報告第6号及び第7号を一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求める。篠崎管理者。

[管理者 篠崎 圭二 君 登壇]

○管理者（篠崎圭二君） 報告第6号及び報告第7号につきましては、議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により管理者の専決処分としましたので、地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し、承認を求めるものです。

まず、報告第6号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第9号））についてです。

これは、人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員が仕事と育児を両立しながら安心して勤務できる環境を整備するとともに、その他所要の整備を行ったものです。

改正の内容といたしましては、職員又はその配偶者の妊娠・出産の申出があった場合、及び職員の子が3歳に達する前の一定期間において、個別の意向を聴取する仕組みを新たに設けることにより、育児と勤務の両立支援制度をより利用しやすくするとともに、柔軟な勤務形態の実現を図っております。施行日は、令和7年10月1日です。

次に、報告第7号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号））についてです。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正の趣旨を踏まえ、職員の仕事と育児の両立をさらに支援するため、部分休業制度の充実を図るとともに、その他所要の整備を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、職員が、条例で定める範囲内において、1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことを選択できるようにしたものです。施行日は、令和7年10月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（笠井泰孝君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

報告第6号及び報告第7号を一括議題といたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入れます。

まず、報告第6号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第9号））を議題といたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第6号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（笠井泰孝君） 起立全員であります。

よって、報告第6号は、承認することに決定いたしました。

次に、報告第7号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号））を議題といたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠井泰孝君） ないようであります。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第7号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（笠井泰孝君） 起立全員であります。

よって、報告第7号は、承認することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（笠井泰孝君） これで、令和7年1月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

————午前11時7分閉会————

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月21日

議長 笠井泰孝

署名議員 射場博義

署名議員 北永千賀